

○宮崎大学農学部改組実施委員会規程

〔 令和4年4月19日  
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学農学部の将来計画の基本方針（答申）を踏まえ、具体的な改組実施計画を策定するため、宮崎大学農学部改組実施委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、宮崎大学農学部の将来計画の基本方針（答申）に従い、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学部学科の改組に関する事項
- (2) 教育プログラムに関する事項
- (3) 学部入試制度に関する事項
- (4) 教育の内部質保証システムの構築に関する事項
- (5) その他学部改革に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学部長の中から学部長が指名する者 2人
- (2) 学部長が指名する各学科及び附属フィールド科学教育研究センター教員 各2人
- (3) その他委員会が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号及び第2号で選出された委員から学部長が指名する。

- 2 委員会に副委員長を置き、第3条第1号及び第2号で選出された委員から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、農学部事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月19日から施行する。
- 2 この規程は、第2条の審議事項に基づく改組した学科が設置された日にその効力を失う。